

牛久市建設工事等からの暴力団等の排除に関する協定書

牛久市が発注する建設工事等全ての契約業務から暴力団等の排除を徹底するため、牛久市長（以下「甲」という。）と茨城県牛久警察署長（以下「乙」という。）は、相互の連絡協議体制の確立について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、牛久市建設工事等の全ての契約業務から暴力団等を排除するための措置に関し、甲と乙が緊密に連携するために必要な事項を定めるものとする。

（有資格者名簿の提出）

第2条 甲は、牛久市競争入札参加資格者（以下「有資格者」という。）の名簿を作成したときは、乙に提出するものとする。

（暴力団員等の照会）

第3条 甲は、有資格者又は下請業者等の役員等若しくは一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出した者（役員等を含む。）が暴力団等に該当するとの疑いがあると認めたときは、暴力団等該当性の有無について、乙に対し様式第1号により照会できるものとし、乙は速やかに事実確認等の調査を行い、その結果を様式第2号により回答するものとする。

（排除要請等の通知）

第4条 乙は、有資格者が牛久市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成3年告示第7号。以下「排除対策措置要綱」という。）別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに、又は排除対策措置要綱に定める下請負等の禁止に該当すると認める事実を確認したときは、甲に対し、速やかに様式第3号により排除要請等の通知を行うものとする。

（指名除外等の措置）

第5条 甲は、第3条の照会により暴力団等に該当するという結果又は前条の通知を受けたときは、排除対策措置要綱別表に係るものは牛久市建設工事等暴力団排除対策会議で審議し、有資格者が措置要件に該当すると判断したときは指名除外の措置を講ずるものとし、排除対策措置要綱に定める下請負等の禁止に係るものは牛久市競争入札参加資格審査会で審議し、指名停止等の措置を講ずるものとする。この場合において、甲は、乙に対し速やかにその結果を様式第4号により報告するものとする。

（排除要請の取消し等）

第6条 乙は、第4条の通知を行った者について、排除要請の取消しが必要と判断したときは、甲に対し、様式第5号により排除要請の取消しの通知を行うものとする。

2 甲は、第4条の通知があった者について、乙に定期的に様式第6号により確認を行うものとし、乙は速やかにその結果を様式第7号により回答するものとする。

（措置の公表等）

第7条 甲は、第5条に規定する指名除外等の措置をした場合若しくは前条第1項に規定する排除要請取消しの通知又は同条第2項の照会により指名除外の取扱いをやめる場合は、有資格者に対し通知するとともに、当該有資格者の公表を行うものとする。この場合において、甲は、当該通知の写しを乙に送付するものとする。

（不当介入に対する指導）

第8条 甲は、牛久市が発注する建設工事等の履行に関し、有資格者及び下請業者等が暴力団等から不当介入を受けた場合には、毅然としてこれを拒否し、甲への報告と乙に対する通報及び捜査協力等を行う

ことを指導するとともに、これらを怠った場合には指名停止等の措置を講ずるものとする。

2 甲は、前項の通報を受けたときは、その内容を様式第8号により速やかに乙に通報するものとする。

(警察の支援)

第9条 甲は、第5条に規定する指名除外等の措置を講じた場合、又は第8条第1項の規定により通報した有資格者及び下請業者等が、当該暴力団等から不法行為等を受けるおそれがある場合は、乙に対して必要な支援を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたとき、又は第8条第1項に規定する通報を受けたときは、その内容に応じて対処要領を教示するとともに、違法又は不当な行為に対する迅速かつ確実な取締り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく行政命令の発出等当該関係者に対する保護対策の徹底を図るものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲、乙及びこの協定書の運用に従事する職員は、この協定書の運用により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年1月28日

甲 茨城県牛久市中央3丁目15番地1

茨城県牛久市長

乙 茨城県牛久市下根町491番地1

茨城県牛久警察署長